

発熱がある人はまずは電話で相談しましょう

☎健康増進室(一の宮保健センター) ☎ 22-5088

今年の冬は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行の可能性がります。

適切な検査や感染防止のため、発熱などの症状があった場合は、まずはかかりつけ医や最寄

りの医療機関などに電話などでご相談いただきますようお願いいたします。

相談する医療機関に迷うときは、発熱患者専用電話番号(0570-096-567)へお問い合わせください。



発熱など



医療機関へ
事前連絡



受診・検査

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

☎福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167 ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター ☎ 0120-400-903

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親家庭を支援するための、ひとり親世帯臨時特別給付金の申請は令和3年2月26日(金)までです。支給要件を満たす人は、早めに申請してください。

●対象者

- ①公的年金等(遺族年金・障害年金・老齢年金など)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人(全額停止が見込まれる人も含む)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている人
- ③ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給を受けた人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人の追加給付

※児童扶養手当法に定める「養育者」も対象となります。

●申請方法

(主な提出書類)

- ・申請書
 - ・ひとり親世帯であることが分かる書類(戸籍謄本等)
 - ・年金額やその他収入額の分かるもの
 - ・振込口座のわかるもの など
- ※申請事由によって必要な書類が異なりますので担当課にお尋ねください。

中小企業等が所有する事業用固定資産税が軽減されます

問 税務課 資産税係 ☎ 22-3148

新新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋および償却資産にかかる固定資産税の負担を軽減します。

●軽減割合

令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の事業収入が前年の同期と比べて、

- ・30%以上50%未満減少している人

2分の1

- ・50%以上減少している人

全 額

●対象の納税義務者

以下のいずれかの条件に該当する法人または個人

- 1 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- 2 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 3 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

●軽減対象となる資産

令和3年1月1日時点で所有している事業用家屋および償却資産が軽減対象となります。

※個人の所有する居住用の家屋は対象外です。事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。

●提出書類

- 1 特例措置に関する申告書
(事前に認定経営革新等支援機関等*の確認を受けてください)
- 2 特例対象資産一覧
- 3 収入が減少したことを証する書類の写し
- 4 特例対象資産の事業専用割合を示す書類の写し
- 5 特例対象資産に令和2年中に新規取得したものが含まれる場合はそのことがわかる書類

※税務・財務等の専門の知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など
(金融機関、税理士、公認会計士、弁護士、商工会など)

●提出期限

令和3年2月1日(月)まで

※申告書様式や詳細は、阿蘇市ホームページをご覧ください。



阿蘇市 HP

塗装・防水工事・メンテナンス



株式会社 井上

〒869-2302

熊本県阿蘇市三久保448番地22

web <http://www.aso-inoue.com/>

E-mail info@aso-inoue.com



塗装内容

(屋根・壁・破風板・軒天・デッキ・塀・他)

防水内容

(雨漏れ調査・屋上・ベランダ・コーキング・他)

-お見積・調査 無料-

もしも 0967-32-1501